

越谷市火災予防規則の一部を改正する規則

越谷市火災予防規則（平成15年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第14条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラ
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日

越谷市消防長 宛

届出者

住所

電話

氏名

防火 対象 物	所在地	電話			
	名称			主要用途	
設置 場所	用 途	床面積	m ²	消防用設備等又は 特殊消防用設備等	
	構 造	階 層			
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日		
	設 備 の 概 要				
	使 用 す る 燃 料・熱 源・ 加 工 液	種 類	使 用 量		
	安 全 装 置				
取扱責任者の職 氏 名					
工 事 住 所					電話
施 工 者 氏 名					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 5 火花を生ずる設備及び放電加工機以外の設備にあっては、使用量欄には1時間当たりの入力を記入すること。この際、電気を熱源とする設備にあっては、860キロカロリーを1キロワットに換算すること。
- 6 ※印欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。